新ごみ処分場長期包括的管理運営事業

要 求 水 準 書

平成26年5月

岩　見　沢　市

要 求 水 準 書　　目 次

第１章　総則

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、岩見沢市が、新ごみ処分場長期包括的管理運営事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任においてすべて完備あるいは遂行するものとする。

1. 事業概要

本事業は、岩見沢市、美唄市、月形町より搬入されるごみの処理を行うため、新ごみ処分場（以下、「本施設」という。）の運転、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運転維持管理業務を事業期間にわたって実施するものである。

事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入されるごみを適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的かつ施設の長寿命化に配慮した運転維持管理を行うものとする。

なお、基本性能とは、本施設が備え持つ機能であり、実施設計図書等において保証される内容である。

2. 基本事項

(1) 事業名

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業

(2) 事業実施場所

岩見沢市東山町 297 番地外

(3) 事業範囲

事業者が行う業務の範囲は、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務である。

(4) 事業期間

事業準備期間：契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日まで（約 5 ヵ月間）

事業期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日まで（20 年間）

(5) 対象施設

本事業の対象施設は次ページのとおりである。

＜対象施設の概要(1)＞

対象施設	概要
焼却施設	・処理対象物　可燃ごみ、破砕可燃物、資源化残さ ・100ｔ/24h（50ｔ/24h×2炉） ・計画年間ごみ処理量　26,869ｔ/年 ・受入供給設備　ピット＆クレーン方式 ・燃焼設備　ストーカ式 ・燃焼ガス冷却設備　廃熱ボイラ ・排ガス処理設備　ろ過式集じん器、消石灰煙道噴霧式 ・灰出設備　ピット＆クレーン方式 ・余熱利用　発電及び施設内外熱供給（売電なし）
リサイクル施設	破砕選別ライン（不燃・大型ごみ） 　・15ｔ/日（15ｔ/5h） 　・計画年間ごみ処理量　3,887ｔ/年 資源化ライン (1)缶処理ライン（鉄製、アルミ製） 　・1.5ｔ/日（1.5ｔ/5h） 　・計画年間ごみ処理量　381ｔ/年 (2)びん処理ライン 　・2.6ｔ/日（2.6ｔ/5h） 　・計画年間ごみ処理量　669ｔ/年 (3)ペットボトル処理ライン 　・1.1ｔ/日（1.1ｔ/5h） 　・計画年間ごみ処理量　289ｔ/年 (4)プラスチック処理ライン（その他プラスチック製容器包装） 　・4.7ｔ/日（4.7ｔ/5h） 　・計画年間ごみ処理量　1,082ｔ/年 (5)その他処理ライン（紙パック、ダンボール、その他紙製容器、危険ごみ） 　①紙パック、ダンボール、その他紙製容器 　　・保管のみ 　　・計画年間ごみ処理量　459ｔ/年 　②危険ごみ 　　・保管のみ 　　・計画年間ごみ処理量　6ｔ/年 　③鉄類 　　・保管のみ 　　・計画年間ごみ処理量　100ｔ/年 　④木類 　　・保管のみ 　　・計画年間ごみ処理量　699ｔ/年 　⑤小型家電 　　・保管のみ 　　・計画年間ごみ処理量　86ｔ/年 　⑥古布 　　・保管のみ 　　・計画年間ごみ処理量　2ｔ/年 　⑦その他（割箸、廃食用油等） 　　・保管のみ 　　・計画年間ごみ処理量　0.6ｔ/年

＜対象施設の概要(2)＞

施設名	概要
一般廃棄物最終処分場	埋立地 ・埋立ごみ　焼却残さ、破砕不燃物、破砕不適物 ・埋立面積　18,000m^2 ・埋立容量　100,000m^3 ・埋立方式　準好気性埋立 ・埋立期間　15年間 ※埋立満了後は、第2期埋立地（埋立満了の5年程度前から計画・整備予定、同一敷地内に上記内容と同等程度のものを整備予定）にて埋立を行う。 浸出水処理施設 ・処理量　70m^3/日 ・処理フロー　カルシウム対策＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭
付帯施設	計量棟、門扉、雨水調整池、雨水管、樋門など

(6)岩見沢市の業務範囲

1)業務実施状況、財務状況のモニタリング

2)処理対象物の搬入

3)住民対応

4)行政視察対応

3. 一般事項

事業者は、本事業の実施にあたり、本施設が循環型社会形成を推進する中核施設であること、また、住民の理解を得た上で運転維持管理することを十分認識した上で、適正な運転維持管理に努めること。

(1)ごみの適正処理

本施設の基本性能を発揮させ、本施設に搬入されるごみを常に滞ることなく適正に処理・処分すること。

(2)適正な運転維持管理

本施設を安定かつ適正に稼働させ、住民に安全及び安心を与えられる運転維持管理に努めること。

(3)環境の保全

環境負荷の低減と環境保全に十分配慮すること。

1)公害防止への配慮

2)省エネルギー対策の実践

3)リサイクル・再資源化の積極的な推進

(4)安全の確保

常に安全性を確保し、災害等の発生時においても迅速な対応が行えるよう運転維持管理を行うこと。

1)本施設における安全性の確保
2)二次災害の発生防止
3)災害等による大量排出ごみに対する適正処理への対応協力

(5)適切な事業計画の立案

本事業が20年にわたる長期契約であることに十分配慮し、安定した事業継続が図られるよう適切な事業計画を立案すること。

1)長期にわたり安定した経営計画・事業収支計画の作成・実施
2)適切なリスク管理計画の作成・実施
3)安定継続のための信用補完手段の確保

(6)要求水準書等の遵守

事業者は、要求水準書、事業契約書、事業提案書に記載の要件を遵守すること。

(7)関係法令等の遵守

事業者は、関係法令等を遵守すること。

(8)岩見沢市及び官公庁等の指導等

事業者は、岩見沢市及び関係官公庁等の指導等に従うこと。

(9)官公庁等への申請

事業者は、岩見沢市が行う本施設の運転維持管理に係る官公庁等への申請等に協力し、事業者の負担と責任により必要な書類、資料等を作成すること。

(10)岩見沢市及び官公庁等への報告

事業者は、本施設の運転維持管理に関して、岩見沢市及び官公庁等が要求する報告、資料提供等に速やかに対応すること。なお、官公庁等からの報告、資料提供等の要求については、岩見沢市の指示に従うこと。

(11)立入検査等

事業者は、本施設の運転維持管理に対する立入検査等に全面的に協力すること。

(12)関係事業等への協力

事業者は、本施設周辺で岩見沢市及び関係団体が行う事業等に対し、岩見沢市の要請に基づき協力すること。

(13)保険への加入

事業者は、本事業において必要と考える保険に加入すること。加入する保険の種別等については、岩見沢市と協議の上決定すること。

(14)許認可等の取得

事業者は、事業準備期間に本事業の実施にあたり必要な許認可等を取得すること。

(15)焼却施設及びリサイクル施設の保証等

焼却施設及びリサイクル施設の施工企業に係るかし担保期間は、施工企業から岩見沢市への引渡し後、設計に関しては 10 年間、施工に関しては 3 年間となっている。かし担保期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障は、中間処理施設の施工企業の負担にて速やかに補修、改造、または取替が行われる。

(16)最終処分場の保証等

1)最終処分場の施工企業に係るかし担保期間は、施工企業から岩見沢市への引渡し後、石造・土造・れんが造・コンクリート造・金属造及びこれらに類する構造の建物その他の工作物または地盤は 2 年間、これ以外のものは 1 年間となっている。保証期間中に生じた施工及び材料ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、最終処分場の施工企業の負担にて速やかに補修、改造もしくは取替が行われる。

2)浸出水処理施設の施工企業に係るかし担保期間は、施工企業から岩見沢市への引渡し後、設計に関しては 10 年間、施工に関しては 3 年間となっている。かし担保期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障は、中間処理施設の施工企業の負担にて速やかに補修、改造、または取替が行われる。

(17)特定調達品の調達

事業者は、本施設の運転維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとするが、「特定調達品のリスト」に示す本施設の工事請負企業（以下、「施工企業」という。）の製品（以下、「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。また、特定調達品の定期点検、部品等の調達、補修・更新工事において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。なお、上記の内容に関して、岩見沢市と施工企業は、特定調達品の供給等に関する協定を締結している。

上記に係わらず、事業者が自らの責任において施工企業以外から特定調達品を調達することも認めるが、事業者は調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、この場合、事業者は、本施設の機能を維持できることを岩見沢市に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

(18) 車両・重機等

本事業において必要な車両・重機等は、本施設の運転維持管理に支障のないものを使用すること。ただし、岩見沢市が所有する車両・重機等（別紙 1 参照）については、無償で事業者に貸与するが、維持管理費（重量税、自賠責保険料、任意保険料、燃料、検査・点検・整備費用等）は、事業者が負担すること。

岩見沢市は、貸与した車両・重機等の更新は行わない。貸与した車両・重機等が不要になった場合は、岩見沢市の承諾を得たうえで、事業者が廃車手続き及び処分等を行うこと。なお、その費用は事業者が負担すること。また、車両・重機等の更新が必要となった場合は、事業者が代替車両・重機等を用意すること。

(19) 災害発生時等のごみの処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量のごみが発生するなどの状況に対して、その処理・処分を岩見沢市が実施しようとする場合、事業者は岩見沢市に協力すること。

(20) 提出書類の変更

事業提案書において、要求水準書に適合しない箇所が発見された場合は、事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うこと。

(21) 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的内容について定めたものであり、これを上回って運転維持管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設の運転維持管理のために事業者が必要と判断し、提案した事項については、すべて事業者の責任において実施すること。

2) 参考図書の取扱い

要求水準書の図表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は、本施設の運転維持管理のために事業者が必要と判断するものについては、すべて事業者の責任において実施すること。

3) 契約金額の変更

事業提案書の提出後に、上記 1) 及び 2) により事業内容の変更があった場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

(22)事業期間終了時の取扱い

岩見沢市は、事業期間終了後、さらに20年間にわたって焼却施設及びリサイクル施設を使用する計画である。事業者は、このことを踏まえ、事業期間終了時における焼却施設及びリサイクル施設の状態が、その後20年間の使用に支障がない状態に保たれていることを前提に本事業を実施し、事業期間終了時までに適切な維持管理、補修、更新及び延命化工事等を行うこと。

最終処分場については、埋立完了後、最終処分場の廃止まで埋立地の維持管理及び浸出水処理施設の運転維持管理を適切に行う必要がある。事業者は、このことを踏まえ、事業期間終了時における最終処分場の状態が、その後の20年間に支障がない状態に保たれていることを前提に本事業を実施し、事業期間終了時までに適切な補修及び更新等を行うこと。

1)事業期間終了時の機能検査

①事業者は、運転期間終了後も施設を継続使用等することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を岩見沢市の立会の下に実施すること。なお、「継続使用等する」とは、運転期間満了後の運転管理あるいは維持管理を担当する者が、適切な点検、補修等を行いながら本施設の運転管理あるいは維持管理することをいう。

②当該検査の結果、本施設が運転期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、岩見沢市は運転期間終了時の確認とする。また、当該検査の結果、本施設が運転期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、事業者は、自らの費用負担において、必要な補修等を実施すること。

a)基本性能を満たしている。
b)建物の主要構造部等に大きな破損や汚損等がなく良好な状態である。
c)外部の仕上げや機器等に大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

③運転期間終了後、本施設の継続使用等において不具合等が発生した場合、事業者は不具合等への改善に対して協力を行うこと。

2)事業期間終了後の運転方法の検討

①岩見沢市は、事業期間終了の3年前から事業期間終了後の本施設の運転維持管理方法について検討する。事業者は、岩見沢市の検討に協力すること。

②岩見沢市が、事業期間終了後の本施設の運転維持管理を自ら実施するか、または公募等の方法により新たな事業者を選定する場合、事業者は次の事項に関して協力すること。

a)事業者が所有する資料の開示
b)本施設及び運転維持管理状況の視察
c)新たな事業者との引継ぎ業務(事業期間中の3か月程度)
d)その他新たな事業者の円滑な業務の開始に必要な支援

③事業期間終了時に、本施設の運転に必要な用役を補充すること。また、予備品や消耗品等は、6か月間使用できる量を補充すること。

④岩見沢市が、事業期間終了後の本施設の運転維持管理を自ら実施すること及び公募等に供することが適切でないと判断した場合、事業者は、本施設の運転維持管理の継続に関する協議に応じること。

a)岩見沢市は、事業者と本事業の再契約について協議を開始する。事業期間終了日の1年前までに、岩見沢市と事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本事業の再契約に向けた手続きを開始する。

b)本事業の再契約に係る協議において、岩見沢市と事業者の合意が、運転期間終了日の1年前までに成立しない場合は、運転期間終了日をもって本事業は終了する。

c)岩見沢市が事業者と事業期間終了後の運転の再契約について協議する場合、事業期間終了後の運転維持管理業務に関する委託料は、事業期間中の委託料に基づいて決定する。このために、事業期間中の次の事項に関する費用明細及び事業期間終了翌年度の諸実施計画を委託期間終了日の9か月前までに提出すること。

- 人件費
- 運転経費
- 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
- 用役費
- 運転期間中の財務諸表
- その他必要な経費

4. 公害防止基準

(1)排ガス基準（焼却施設）

＜排ガス基準値＞

項目	基準値
ばいじん	0.02g/m^{3}N 以下（$O_2$12%換算）
硫黄酸化物	100ppm 以下（$O_2$12%換算）
塩化水素	100ppm 以下（$O_2$12%換算）
窒素酸化物	150ppm 以下（$O_2$12%換算）
一酸化炭素	30ppm 以下（$O_2$12%換算、4時間平均）
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m^{3}N 以下（$O_2$12%換算）

(2)集じん灰処理物の含有量基準（焼却施設）

＜集じん灰処理物の含有量基準値＞

項目	基準値
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

(3)集じん灰処理物の溶出基準（焼却施設）

＜集じん灰処理物の溶出基準値＞

項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.005mg/L 以下
カドミウム	0.3mg/L 以下
鉛	0.3mg/L 以下
六価クロム	1.5mg/L 以下
砒素	0.3mg/L 以下
セレン	0.3mg/L 以下

(4)粉じん基準（リサイクル施設）

＜粉じん基準値＞

項目	基準値
粉じん濃度	0.1 g/m^{3}N 以下

※集じん装置排気口出口

(5)地下水の水質基準（最終処分場）

＜水質基準値＞

項目	基準値	項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1･1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1･2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
カドミウム	0.01mg/L以下	1･1･1-トリクロロエタン	1mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1･1･2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1･3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1･4-ジオキサン	0.05mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1･2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L

(6)騒音基準

＜騒音基準値＞

（昼間） 午前 8 時～午後 7 時	（朝・夕） 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	（夜間） 午後 10 時～ 翌日午前 6 時
65 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下

※敷地境界線において

(7)振動基準

＜振動基準値＞

（昼間） 午前 8 時～午後 7 時	（夜間） 午後 7 時～翌日午前 8 時
65 デシベル	60 デシベル

※敷地境界線において

(8)悪臭基準

＜悪臭基準値＞

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	1ppm 以下	イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	イソブタノール	0.9ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下	酢酸エチル	3ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下	メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下	トルエン	10ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	スチレン	0.4ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	キシレン	1ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下	イソ吉草酸	0.001ppm 以下

※敷地境界線において

(9)放流水の排水基準

＜放流水の排水基準値＞

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	1リットルにつき1ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1･2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1･1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム以下
シス-1･2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
1･1･1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下
1･1･2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
1･3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
1･4-ジオキサン	1リットルにつきセレン0.5ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	1リットルにつき50ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	1リットルにつき15ミリグラム以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量100ミリグラム以下
水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき20ミリグラム以下
浮遊物質量	1リットルにつき10ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1リットルにつき5ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1リットルにつき30ミリグラム以下
フェノール類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
銅含有量	1リットルにつき3ミリグラム以下
亜鉛含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
クロム含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
大腸菌群数	1立方センチメートルにつき日間平均　3,000個以下
ダイオキシン類	1リットルにつき10pg-TEQ以下
色度	20度以下
カルシウムイオン濃度	1リットルにつき100ミリグラム以下

※生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量の基準値は「廃棄物最終処分場性能指針」に基づく

5. 用役条件

(1)焼却施設・リサイクル施設

1)電気

高圧 6,600V、交流 3 相 3 線式、50Hz にて受電する。契約電力は、高圧電力Ｉ型（一般料金）1,100kW、自家発補給電力Ｂ200kW である。

2)用水

プラント用水及び生活用水について岩見沢市水道事業を使用する。

3)排水

プラント排水は、施設内の排水処理設備で処理した後に施設内で再使用するクローズドシステムである。生活排水は、合併浄化槽を設置して処理した後に排水処理設備に流入させて系内処理し、雨水排水路に接続して放流する。ルーフドレン及び敷地内の雨水は、雨水排水路に接続する。

4)燃料

重油を使用する。

5)電話

事業者用回線は、事業者が必要分を電話会社と新規契約する。

(2)最終処分場浸出水処理施設

1)電気

焼却施設の高圧配電盤より分岐して受電する。

2)用水

焼却施設のプラント用水受水槽より分岐して引込む。

3)排水

床排水等の雑排水は、原水槽に流入させて系内処理する。

4)燃料

灯油を使用する

5)電話

焼却施設及びリサイクル施設との内線電話のみを使用する。

第２章　運転維持管理体制

1. 全体組織計画

事業者は、事業期間開始前までに適切な組織構成による全体及び施設別の組織計画を作成し報告すること。

(1) 事業者は、本施設の運転維持管理を適切に行うための人員を配置すること。
(2) 事業者は、本事業を行うにあたり必要な有資格者と経験者を配置すること。なお、関係法令、官公庁等の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

＜主な有資格者（参考）＞

資格者	関連法令
廃棄物処理施設技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
クレーン運転特別教育修了者	労働安全衛生法、クレーン等安全規則、クレーン取扱い業務特別教育規定
電気主任技術者（第３種以上）	電気事業法
ボイラ・タービン主任技術者（第２種以上）	電気事業法

2. 労働安全衛生・作業環境管理体制

(1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために必要な管理者や組織等を整備すること。
(2) 事業者は、安全衛生管理体制を岩見沢市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
(3) 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、ダイオキシン類へのばく露防止推進計画を策定すること。

3. 防災管理体制

(1) 事業者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な管理者や組織等を整備すること。
(2) 事業者は、整備した防災管理体制について岩見沢市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。
(3) 事業者は、防災管理上必要がある場合は、岩見沢市と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。
(4) 事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
(5) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、岩見沢市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。

(6) 事業者は、地震・台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防、岩見沢市等への連絡体制を整備すること。

(7) 事業者は、整備した自主防災組織について岩見沢市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

(8) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施にあたっては、事前に岩見沢市に連絡すること。

(9) 事業者は、事故が発生した場合は、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに岩見沢市に報告すること。また、報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

4. 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の岩見沢市等への連絡体制を整備し、岩見沢市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

5. 施設警備・防犯体制

(1) 事業者は、本施設の警備・防犯体制を整備すること。

(2) 事業者は、整備した警備・防犯体制を岩見沢市に報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

(3) 事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

(4) 事業者は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第３章　運転管理業務

1. 運転管理業務に係る共通事項

(1)本施設の運転管理

1)事業者は、本施設を適切かつ経済的に運転し、関係法令や公害防止基準等を遵守して、事業者の責任と費用負担により搬入されるごみを適切に処理処分すること。

2)事業者は、関係法令や公害防止基準等を満たして運転がなされていることを自らが行う検査によって確認すること。

(2)運転管理マニュアル

1)事業者は、施設の運転管理に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、同マニュアルに基づいた運転を実施すること。

2)事業者は、施設の運転管理状況に応じて、運転管理マニュアルを随時改善すること。

(3)運転管理計画

1)事業者は、計画処理量に基づく運転及び施設の点検・補修等を考慮した年間運転計画書を毎年度作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

2)事業者は、年間運転計画書に基づき月間運転計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

3)事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書に従って運転管理業務を実施すること。

4)事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書に変更が生じる場合は、岩見沢市と協議の上、計画書を変更すること。

(4)事業準備期間の計量棟・焼却施設・リサイクル施設の運転管理

事業準備期間に実施する本施設の試運転において、岩見沢市内のごみを受入れて処理する。事業者は、施工企業より本施設の運転に必要な運転指導を受け、試運転中の運転管理を行うこと。詳細は、事業契約締結後、岩見沢市との協議によるものとする。

なお、費用の負担区分は、ごみの搬入及び各処理物の搬出・処分に要する費用は岩見沢市、運転管理に必要な事業者職員等の人件費は事業者、これら以外の用役費等の試運転及び運転指導に必要な費用は施工業者とする。除雪に要する費用は、事業者負担とする。

＜事業準備期間の受入対象ごみ＞

項目	受入対象ごみ	受入時期
可燃ごみ	委託収集業者及び許可業者が搬入するごみ全量	平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月
不燃ごみ、大型ごみ	試運転に必要なごみ量（委託収集業者が搬入）	平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月
缶・びん・ペットボトル	試運転に必要なごみ量（委託収集業者が搬入）	平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月
その他プラスチック容器包装	委託収集業者及び許可業者が搬入するごみ全量	平成 26 年 12 月～平成 27 年 3 月

(5) 事業準備期間の最終処分場の運転管理

事業者は、事業準備期間中に施工企業より本施設の運転に必要な運転指導を受けること。詳細は、事業契約締結後、岩見沢市との協議によるものとする。

2. 計量棟に係る運転管理業務

(1) 受入管理

1) 事業者は、計量棟において、ごみ及び資源物、埋立物等の重量を計量し、記録すること。

2) 事業者は、ごみを搬入する者に対して、搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、岩見沢市が定める基準を満たしていることを確認すること。搬入ごみが基準を満たしていない場合は、適切な搬入指導を行うこと。

(2) 案内・指示

事業者は、ごみの搬入車両に対し、各施設までのルートとごみの降ろし場所について案内・指示すること。

(3) 手数料等収納

1) 事業者は、本施設に直接ごみを搬入する者より、岩見沢市が定める手数料等を岩見沢市が定める方法により、岩見沢市に代わり収納すること。

2) 事業者は、収納した手数料等を事業契約書に定める方法によって岩見沢市へ引き渡すこと。

(4) 受付時間

受付時間は月曜日～土曜日及び祝日の 8：00～17：00 とする。日曜日及び元日は受付しない。

3. 焼却施設に係る運転管理業務

(1) 年間運転日数

本施設に搬入されるごみを滞ることなく適正に処理するために必要な運転日数とすること。

(2) 運転時間

施設の運転時間は 24 時間/日とする。

(3) 処理対象物と年間処理量

＜処理対象物と計画年間処理量＞

(単位：t/年)

処理対象物	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
可燃ごみ、破砕可燃物、資源化残渣	26,869	26,434	26,005	25,574	25,171

処理対象物	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
可燃ごみ、破砕可燃物、資源化残渣	24,740	24,328	23,949	23,576	23,207

処理対象物	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度	平成 40 年度	平成 41 年度
可燃ごみ、破砕可燃物、資源化残渣	22,846	22,484	22,124	21,759	21,401

処理対象物	平成 42 年度	平成 43 年度	平成 44 年度	平成 45 年度	平成 46 年度
可燃ごみ、破砕可燃物、資源化残渣	21,067	20,745	20,425	20,106	19,785

(4)計画ごみ質

＜計画ごみ質＞

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分	水分%	58.5	45.2	31.9
	可燃分%	34.4	47.2	60.0
	灰分%	7.1	7.6	8.1
元素組成	炭素%	—	54.4	—
	水素%	—	7.1	—
	酸素%	—	36.0	—
	硫黄%	—	0.1	—
	窒素%	—	1.4	—
	塩素%	—	1.0	—
低位発熱量 kJ/kg		5,000	7,800	10,700

※元素組成は可燃分あたりの数値

(5)処理条件

1)燃焼室出口温度は、850℃以上とする。

2)1)の燃焼温度でのガス滞留時間は、2 秒以上とする。

3)煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度は、30ppm 以下（$O_2$12%換算値の 4 時間平均値）とする。

4)一酸化炭素濃度瞬時値のピークが極力 100ppm を超えないようにする。

(6)搬入管理

1)事業者は、安全に搬入が行われるよう必要に応じて誘導員を配置し、搬入車両に対して適切な誘導・指示を行うこと。

2)事業者は、搬入されるごみについて、処理不適物の混入防止に努めること。

3)事業者は、処理不適物を発見した場合は回収して施設内に保管すること。その後、岩見沢市と協議し対応を講じること。

4)事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。

(7)搬入物の性状分析

1)事業者は、焼却施設に搬入されたごみの性状を定期的に分析すること。

2)分析項目等は、「昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号」に準じること。

(8)適正処理

1)事業者は、関係法令及び公害防止基準等を遵守し、搬入されたごみを適正に処理すること。

2)事業者は、ダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

3)事業者は、関係法令及び公害防止基準等を遵守し、焼却施設より排出される焼却灰及び飛灰処理物等を適正に処理すること。

(9)最終処分場への搬出

1)事業者は、焼却施設より排出される焼却灰、飛灰処理物を最終処分場へ運搬すること。

2)計量設備により搬出物の重量を計量すること。

3)最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないよう配慮すること。

(10)搬出物の性状分析

事業者は、焼却施設より搬出する焼却灰、飛灰処理物等の量及び性状を定期的に分析すること。

(11)排ガスの分析

事業者は、焼却施設より排出する排ガス濃度(「第1 章4. 公害防止基準」に示す項目)を定期的に分析すること。

(12)余熱利用

事業者は、適切に余熱利用設備を運転し、安定した余熱利用を図ること。

4. リサイクル施設に係る運転管理業務

(1)年間運転日数

本施設に搬入されるごみを滞ることなく適正に処理するために必要な運転日数とすること。

(2)運転時間

施設の運転時間は9:00～17:00 とし、原則として設備の立上げ・立下げ(事前準備、事後清掃等) を除き 5 時間/日以内とすること。

(3)処理対象物と年間処理量

＜処理対象物と計画年間処理量＞

(単位:t/年)

処理対象物	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
不燃ごみ、大型ごみ	3,887	3,831	3,775	3,692	3,638
(不燃ごみ、大型ごみ搬入量)	4,049	3,991	3,932	3,846	3,790
(うち、破砕不適物量)	162	160	157	154	152
缶	352	358	362	367	372
びん	621	630	638	646	653
ペットボトル	269	272	276	279	282
その他プラスチック製容器包装	985	1,003	1,018	1,035	1,053
紙パック、ダンボール、その他紙製容器	438	442	446	451	454
危険ごみ	6	6	6	6	6
鉄類	100	99	97	96	95
木類	699	690	681	672	664
小型家電	86	85	84	83	82
古布	2	2	2	2	2
その他(割箸、廃食用油等)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6

処理対象物	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
不燃ごみ、大型ごみ	3, 586	3, 534	3, 486	3, 438	3, 392
(不燃ごみ、大型ごみ搬入量)	3, 736	3, 682	3, 632	3, 581	3, 533
(うち、破砕不適物量)	150	148	146	143	141
缶	376	381	380	379	378
びん	661	669	667	667	664
ペットボトル	286	289	289	288	287
その他プラスチック製容器包装	1, 067	1, 082	1, 072	1, 062	1, 050
紙パック、ダンボール、その他紙製容器	458	459	462	465	464
危険ごみ	6	6	6	6	6
鉄類	94	92	91	90	89
木類	655	647	638	630	621
小型家電	81	81	80	79	78
古布	2	2	2	2	2
その他（割箸、廃食用油等)	0. 6	0. 6	0. 6	0. 6	0. 6

処理対象物	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度	平成 40 年度	平成 41 年度
不燃ごみ、大型ごみ	3, 316	3, 273	3, 225	3, 179	3, 134
(不燃ごみ、大型ごみ搬入量)	3, 454	3, 409	3, 359	3, 311	3, 264
(うち、破砕不適物量)	138	136	134	132	130
缶	377	376	375	375	371
びん	662	660	659	656	655
ペットボトル	285	284	284	284	282
その他プラスチック製容器包装	1, 040	1, 029	1, 019	1, 007	997
紙パック、ダンボール、その他紙製容器	465	466	468	468	469
危険ごみ	6	6	6	6	6
鉄類	88	86	85	84	83
木類	613	605	596	588	580
小型家電	77	77	76	75	74
古布	2	2	2	2	2
その他（割箸、廃食用油等)	0. 6	0. 6	0. 6	0. 6	0. 6

処理対象物	平成 42 年度	平成 43 年度	平成 44 年度	平成 45 年度	平成 46 年度
不燃ごみ、大型ごみ	3, 092	3, 051	3, 010	2, 945	2, 904
(不燃ごみ、大型ごみ搬入量)	3, 220	3, 178	3, 135	3, 067	3, 025
(うち、破砕不適物量)	128	127	125	122	121
缶	371	370	369	368	367
びん	653	652	651	648	647
ペットボトル	282	281	280	280	279
その他プラスチック製容器包装	987	978	969	959	950
紙パック、ダンボール、その他紙製容器	470	470	471	471	474
危険ごみ	6	6	6	6	6
鉄類	82	81	80	79	78
木類	573	565	558	551	544
小型家電	73	73	72	71	70
古布	2	2	2	2	2
その他（割箸、廃食用油等)	0. 6	0. 6	0. 6	0. 6	0. 6

(4)計画ごみ質

＜不燃ごみの組成＞

種類	重量割合
可燃物（木、繊維等）	20%
プラスチック類	30%
金属類	25%
ガラス、陶磁器類	20%
その他不燃物	5%

＜大型ごみの組成＞

種類	重量割合
繊維類	10%
木類	40%
プラスチック類	10%
金属類	30%
ガラス、陶磁器類	10%

＜びんごみの組成＞

種類	重量割合
無色びん	39%
茶色びん	39%
その他色びん	22%

＜缶の組成＞

種類	重量割合
スチール缶	76%
アルミ缶	24%

(5)処理条件

1)破砕物の破砕寸法

＜破砕物の破砕寸法＞

区分	破砕寸法
高速回転式破砕機	15cm 以下（重量割合で 85%以上）
低速回転式破砕機	40cm 以下（重量割合で 85%以上）

2)選別基準

＜不燃ごみ、大型ごみの選別基準＞

種類	純度	回収率（目標値）
鉄類	95%以上	90%以上
アルミ類	85%以上	60%以上

※重量割合

＜缶の選別基準＞

種類	純度	回収率（目標値）
スチール缶	95%以上	95%以上
アルミ缶	95%以上	85%以上

※重量割合

(6)搬入管理

1)事業者は、安全に搬入が行われるよう必要に応じて誘導員を配置し、搬入車両に対して適切な誘導・指示を行うこと。

2)事業者は、搬入されるごみについて、処理不適物の混入防止に努めること。

3)事業者は、処理不適物を発見した場合は回収して施設内に保管すること。その後、岩見沢市と協議し対応を講じること。

4)事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に分別等の適切な指示を行うこと。

(7)搬入物の性状分析

事業者は、リサイクル施設に搬入されたごみの性状を定期的に分析すること。

(8)適正処理

事業者は、関係法令及び公害防止基準等を遵守し、搬入されたごみを適正に処理すること。

(9)焼却施設への搬出

事業者は、破砕選別ラインより発生する破砕可燃物を焼却施設へ搬出すること。なお、焼却施設への搬出は、コンベヤによる搬送とする。

(10)最終処分場への搬出

1)事業者は、リサイクル施設より排出される破砕不燃物、破砕不適物を最終処分場へ運搬すること。

2)計量設備により搬出物の重量を計量すること。

3)最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないよう配慮すること。

(11)資源物の管理

1)事業者は、資源物の品質確保、資源物の管理及び引き渡しに関する内容について、その具体的方法等を記載した資源物管理計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

2)事業者は、安定して適正な資源化が行われるよう回収物の品質を確保すること。

3)事業者は、資源物の品質が引取業者の求める品質を満足しない場合は、事業者の責任において適正処分すること。なお、資源物の品質低下が、事業者の責任でないことが明確な場合はこの限りでない。

4)事業者は、不燃ごみ、大型ごみ等から選別した資源物及び分別収集した資源物を適切に保管し、引渡し先への連絡及び引渡しを行うこと。

5)資源物の引渡し前に計量設備により計量すること。

6)資源物の搬出車への積み込みを行うこと。

5. 最終処分場に係る運転管理業務

(1)年間運転日数

本施設に搬入されるごみを滞ることなく適正に処理するために必要な運転日数とすること。

(2)搬入時間

最終処分場への搬入時間は9：00～17：00とする。

(3)埋立対象物と埋立量

＜埋立対象物と計画埋立量＞

埋立対象物		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
埋立量 (t/年)	焼却残渣	2,833	2,790	2,746	2,703	2,662
	破砕不適物	162	160	157	154	152
	破砕不燃物	1,165	1,148	1,131	1,106	1,089
	計	4,160	4,098	4,034	3,963	3,903
埋立容量 (m^3/年)	焼却残渣	2,833	2,790	2,746	2,703	2,662
	破砕不適物	294	290	285	279	276
	破砕不燃物	1,188	1,171	1,153	1,128	1,111
	計	4,315	4,251	4,184	4,110	4,049

埋立対象物		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
埋立量 (t/年)	焼却残渣	2,618	2,577	2,539	2,501	2,465
	破砕不適物	150	148	146	143	141
	破砕不燃物	1,075	1,058	1,043	1,029	1,015
	計	3,843	3,783	3,728	3,673	3,621
埋立容量 (m^3/年)	焼却残渣	2,618	2,577	2,539	2,501	2,465
	破砕不適物	272	268	265	259	255
	破砕不燃物	1,096	1,079	1,064	1,049	1,035
	計	3,986	3,924	3,868	3,809	3,755

埋立対象物		平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度
埋立量 (t/年)	焼却残渣	2,430	2,394	2,357	2,321	2,286
	破砕不適物	138	136	134	132	130
	破砕不燃物	992	980	966	952	938
	計	3,560	3,510	3,457	3,405	3,354
埋立容量 (m^3/年)	焼却残渣	2,430	2,394	2,357	2,321	2,286
	破砕不適物	250	246	243	239	235
	破砕不燃物	1,012	999	985	971	957
	計	3,692	3,639	3,585	3,531	3,478

※15年間合計：埋立量56,092t、埋立容量58,176m^3

埋立対象物		平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度
埋立量 (t/年)	焼却残渣	2,253	2,221	2,191	2,159	2,126
	破砕不適物	128	127	125	122	121
	破砕不燃物	926	915	902	882	870
	計	3,307	3,263	3,218	3,163	3,117
埋立容量 (m^3/年)	焼却残渣	2,253	2,221	2,191	2,159	2,126
	破砕不適物	232	230	226	221	219
	破砕不燃物	944	933	920	899	887
	計	3,429	3,384	3,337	3,279	3,232

※5年間合計：埋立量16,068t、埋立容量16,661m^3

(4)浸出水処理条件

1)運転時間

施設の運転時間は24時間/日とする。

2)流入水質、処理水質

＜計画流入水質、処理水質＞

項目	計画流入水質	処理水質
pH	6.5～8.5	5.8～8.6
BOD	270mg/L	20mg/L以下
SS	300mg/L	10mg/L以下
ダイオキシン類	20pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L以下
T-N	110mg/L	100mg/L以下
色度	110度	20度以下
カルシウムイオン濃度	2,000mg/L	100mg/L以下

※1：BOD及びSSの処理水質は「廃棄物最終処分場性能指針」に基づく

※2：T-Nはアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(5)搬入管理

事業者は、搬入作業が安全に行われるように搬入車両を適切に誘導すること。

(6)埋立作業

1)事業者は、「一般廃棄物最終処分場維持管理計画書」を参考に埋立作業を行うこと。

2)事業者は、関係法令等を遵守した埋立作業を行うこと。

3)事業者は、環境汚染の防止、埋立地盤の安定化に配慮した埋立作業を行うこと。

4)事業者は、遮水工、浸出水集排水管等の各種構造物が適正な状態であることを確認した上で埋立作業を行うこと。

5)事業者は、埋立ガス濃度、酸欠等の作業環境に配慮した埋立作業を行うこと。

6)埋立の進捗に伴い、吸水人孔の継ぎ足しを行うこと。

7)事業者は、埋立したごみの種類、量、位置を図面等に記録し、管理すること。

8)事業者は、覆土に適した覆土材を確保すること。なお、岩見沢市は、本事業開始時に約10,500 m^3 の覆土材提供をする。

(7)適正処分

1)事業者は、関係法令及び公害防止基準等を遵守し、搬入されたごみを適正に処分すること。

2)事業者は、関係法令及び公害防止基準等を遵守し、埋立地からの浸出水を適正に処理すること。

(8)水質分析

事業者は、「一般廃棄物最終処分場維持管理計画書」を参考に、浸出水流入水質及び処理水質、地下水の水質を定期的に分析すること。

(9)埋立容量の管理

1)事業者は、「最終処分場残余容量算出マニュアル」（平成 17 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づいて、最終処分場の埋立容量、残余容量を年 1 回以上測定すること。なお、測定時期は毎年度同時期とすること。

2)事業者は、埋立地の全景写真及び埋立場所の写真を撮影し、報告書に添付すること。

(10)埋立満了後の管理

1)速やかに最終覆土を行うこと。

2)最終処分場を廃止するまでの間、最終処分場を適正に管理すること。

3)事業期間中に最終処分場を廃止する事象が生じた場合は、岩見沢市と協議の上、最終処分場に係る本事業の取扱いを決めるものとする。

4)第 2 期埋立地を適正に運転管理すること。

(11)埋立期間の変更

埋立期間に変更が生じた場合は、岩見沢市と協議の上、最終処分場に係る本事業の取扱いを決めるものとする。

(12)その他

第 2 期埋立地に伴う浸出水処理施設の運転管理は、第 2 期埋立地整備時において岩見沢市と協議の上、取扱いを決めるものとする。

6. 焼却施設の公害防止基準を満足できない場合の対応

焼却施設の公害防止基準を満足しているか否かの判断基準として、停止基準値及び要監視基準値を設定する。

事業者は、停止基準値及び要監視基準値を満足できない事態が発生した場合は、速やかに岩見沢市に報告すること。

(1)対象項目

対象項目は、「第 1 章 4. 公害防止基準」に示す排ガス基準とする。

(2)停止基準値、要監視基準値

焼却施設の停止基準値は、「第 1 章 4. 公害防止基準」に示す数値とし、要監視基準値は「第 5 章 1. 環境保全」において設定する環境保全基準とする。

(3)停止基準値を満足できない場合の対応

焼却施設の停止基準値を満足できない場合は、次に示す手順で復旧すること。

1)対象となる施設・設備を即時停止する。

2)基準値を満足できない原因を調査する。

3)復旧期間のごみ処理を含む復旧計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得る。

4)施設の改善作業を行う。

5)改善作業の終了を岩見沢市に報告し、岩見沢市による検査を受ける。

6)試運転を行い、その結果を岩見沢市に報告する。

7)継続して計測を行いながら復旧させる。

(4)要監視基準値を満足できない場合の対応

焼却施設の要監視基準値を満足できない場合は、次に示す手順で復旧すること。

1)再度計測を行い、要監視基準値を満足しているか確認する。

2)再計測の結果、基準値を満足できない場合はその原因を究明し、岩見沢市に報告の上、対策を施す。

3)対策実施後は、継続して計測を行いながら復旧させる。

第４章　維持管理業務

1. 維持管理業務に係る共通事項

(1)基本性能の確保・維持

1)事業者は、関係法令や公害防止基準等を遵守し、搬入されるごみの適切な処理処分が行えるよう、本施設の基本性能を確保・維持するために必要な維持管理業務を行うこと。

2)事業者は、本施設の基本性能を事業期間中維持すること。

(2)備品・什器・物品・用役の調達

1)事業者は、年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画及び月間調達計画）を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

2)事業者は、調達計画を変更する場合には、岩見沢市と協議し、岩見沢市の承諾を得ること。

3)事業者は、調達計画に基づき、備品・什器・物品・用役の調達を行うこと。

(3)備品・什器・物品・用役の管理

1)事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

2)事業者は、岩見沢市が建設時等に調達した備品・什器・物品・用役を無償で使用することができる。詳細は、岩見沢市と事業者の協議により決定する。(備品は別紙 2 参照)

(4)工具・測定機器の管理

1)本施設の運転に必要な工具･測定機器等は、常時使用できるように適切に管理すること。なお、建設工事において施工企業が納入する工具・測定機器は無償で使用することができる。

2)本施設の運転に必要な工具･測定機器等について、新たに調達または更新の必要がある場合は、事業者が調達または更新すること。

(5)施設の点検管理

事業者は、本施設の点検等を行うこと。点検等により損傷を発見した場合には速やかに補修を行うこと。

＜点検項目（参考）＞

	項目	概要	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用機器の維持管理を行う	点検・補修、清掃作業
2	定期点検	定期的に点検（週例、月例、3 か月点検）を行い、機器の故障を未然に防止する。	巡回点検

(6)機器台帳の作成・管理

1)事業者は、最終処分場のうち埋立地に係わる機器台帳を作成し、管理すること。

2)事業者は、補修及び更新の内容に基づき、機器台帳を改訂すること。

(7)点検・検査計画

1)事業者は、運転管理に極力影響を与えず効率的に点検・検査が実施できるよう、毎年度、点検・検査計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

2)事業者は、点検・検査計画を変更する場合には、岩見沢市と協議し、岩見沢市の承諾を得ること。

(8)点検・検査の実施

1)事業者は、点検・検査計画書に基づいて点検・検査を実施すること。

2)事業者は、日常点検で異常が発見された場合や故障が発生した場合等は、臨時点検を実施すること。

3)点検・検査に係る記録は、事業期間中適切に管理すること。

4)事業者は、点検・検査結果報告書を作成し岩見沢市に提出すること。

(9)補修計画の作成

1)事業者は、事業期間内の補修計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

2)事業者は、点検・検査結果に基づき補修計画書を毎年度更新し、岩見沢市の承諾を得ること。

3)事業者は、点検・検査結果に基づき、毎年度、年間補修計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

4)事業者は、点検・検査結果及び年間補修計画書に基づき、月間補修計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

(10)補修の実施

1)事業者は、月間補修計画書に基づき、補修を行うこと。

2)各機器の補修に係る記録は、事業期間中適切に管理すること。

(11)更新計画の作成

1)事業者は、事業期間内における本施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数等を考慮した事業期間内の更新計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

2)事業者は、事業期間中に岩見沢市が求める場合は、最新の更新計画書を作成すること。

(12)更新工事の実施

1)事業者は、更新計画書に基づき、更新工事の対象となる機器の耐久度や消耗状況を勘案し、効率的な機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除くものとする。

2)更新工事に際しては、更新工事施工計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。

3)機器の更新に係る記録は、事業期間中適切に管理すること。

(13)改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は改良保全に関する計画を提案し、岩見沢市と協議すること。

なお、改良保全とは、著しい技術または運転維持管理手法の革新等（以下、「新技術等」という。）がなされ、本事業において当該新技術等を導入することにより、短期的もしくは長期的に作業量の軽減や省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤やその他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。

(14)精密機能検査

1)事業者は、自らの費用負担により、本施設の機器の機能状況や耐用性等について、3 年に 1 回以上の頻度で第三者機関による精密機能検査を実施すること。

2)事業者は、精密機能検査の終了後、精密機能検査報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

3)精密機能検査の履歴は、事業期間中適切に管理すること。

4)事業者は、精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行うこと。

2. 計量棟に係る維持管理業務

(1)施設の機能維持

事業者は、計量棟の基本性能を事業期間中維持すること。

(2)施設の維持管理

事業者は、計量棟の点検・検査を実施し、必要な対策を講じること。

3. 焼却施設に係る維持管理業務

(1)施設の機能維持

事業者は、焼却施設の基本性能を運転期間中維持すること。

(2)施設の維持管理

事業者は、焼却施設の点検・検査を実施し、必要な対応を講じること。

4. リサイクル施設に係る維持管理業務

(1)施設の機能維持

事業者は、リサイクル施設の基本性能を運転期間中維持すること。

(2)施設の維持管理

事業者は、リサイクル施設の点検・検査を実施し、必要な対応を講じること。

5. 最終処分場に係る維持管理業務

(1)施設の機能維持

事業者は、最終処分場の基本性能を事業期間中維持すること。

(2)施設の維持管理

事業者は、「一般廃棄物最終処分場維持管理計画書」を参考に点検・検査等を実施し、必要な対応を講じること。

第５章　環境管理業務

1. 環境保全

(1)事業者は、関係法令や公害防止基準等を遵守した環境保全基準を定めること。
(2)事業者は、環境保全基準を遵守すること。
(3)事業者は、法改正等により環境保全基準を変更する場合は、岩見沢市と協議すること。
(4)事業者は、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。
(5)事業者は、環境保全計画書に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認し、岩見沢市に報告すること。

2. 作業環境管理

(1)事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法及び労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
(2)事業者は、作業環境管理基準を遵守すること。
(3)事業者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、岩見沢市と協議すること。
(4)事業者は、作業環境の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。
(5)事業者は、作業環境管理計画書に基づき作業環境状況を確認し、岩見沢市に報告すること。
(6)事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
(7)事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
(8)事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順等を定めた安全作業マニュアルを作成し、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。また、安全作業マニュアルは、作業状況等に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
(9)事業者は、労働安全・衛生上必要がある場合は、岩見沢市と協議の上、施設の改善を行うこと。
(10)事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
(11)事業者は、従事者に対して定期的に安全衛生教育を行うこと。
(12)事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の開催にあたっては、事前に岩見沢市に連絡すること。
(13)事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

3. **周辺環境測定**

岩見沢市が指定する場所の土壌環境及び作物の性状を定期的に分析すること。

＜周辺環境測定内容＞

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>含有量
試験</th><th>溶出量
試験</th><th>地
点
数</th><th>調査時期
回数</th><th>検
体
数</th><th>試料採取方法</th></tr>
<tr><td rowspan="12">土
壌
環
境</td><td>鉛</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="11">5</td><td rowspan="11">5、9月の2回</td><td rowspan="11">10</td><td rowspan="11">1ブロックにつき
表層15cmの5地点混合</td></tr>
<tr><td>カドミウム</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>水銀</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ヒ素</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>六価クロム化合物</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>セレン及びその化合物</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>シアン化合物</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ふっ素及びその化合物</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ほう素及びその化合物</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>銅</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>亜　鉛</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>○</td><td>－</td><td>2</td><td>5、9月の2回</td><td>4</td><td>1ブロックにつき
表層5cmの5地点混合</td></tr>
<tr><td rowspan="6">作
物</td><td>鉛</td><td>○</td><td>－</td><td rowspan="6">1</td><td rowspan="6">6、8、10月の3回</td><td rowspan="6">3</td><td rowspan="6">代表数箇所の混合</td></tr>
<tr><td>カドミウム</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>水　銀</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ヒ　素</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>セレン及びその化合物</td><td>○</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>○</td><td>－</td></tr>
</table>

第６章　情報管理業務

1. 各種報告

(1) 事業者は、年間運転計画書、月間運転計画書を作成し、岩見沢市に提出すること。

(2) 事業者は、ごみ搬入量、ごみ排出量、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

(3) 事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

(4) 事業者は、補修計画を記載した補修計画書、補修結果を記載した補修報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

(5) 事業者は、更新計画を記載した更新計画書、更新結果を記載した更新報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

(6) 事業者は、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書、環境保全計画に基づき確認した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

(7) 作業環境の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画書、作業環境管理計画書に基づき確認した作業環境状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

(8) 事業者は、資源物の品質確保等について記載した資源物管理計画書、資源物の種類毎に搬出先・搬出量等を記載した資源物管理報告書を作成し、岩見沢市に提出すること。

(9) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は、岩見沢市と協議の上、決定すること。

2. 施設情報管理

(1) 事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間中適切に管理すること。

(2) 事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

(3) 事業者は、本施設の運転維持管理に必要な帳票類を整備し、管理運用すること。

(4) 事業者は、本施設の運転維持管理に必要な管理記録項目、または事業者が自主的に管理記録する項目について、管理記録報告書としてとりまとめること。

(5) 事業者は、岩見沢市が要求した場合は、帳票類、管理記録報告書を提出すること。

第７章　その他関連業務

1. 清掃

事業者は、本施設の清掃計画を作成の上、施設内を常に清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

2. 植栽管理

(1) 事業者は、植栽等の管理方法や頻度等を定めた植栽管理計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。
(2) 事業者は、植栽管理計画書に基づき管理を行うこと。

3. 除雪

(1) 事業者は、除雪方法や範囲（別紙 4 参照）等を定めた除雪計画書を作成し、岩見沢市の承諾を得ること。
(2) 事業者は、除雪計画書に基づき除雪を行うこと。

4. 見学者対応

(1) 事業者は、施設の見学を希望する者の受付、案内、説明等を行うこと。
(2) 原則として、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）、土曜日、日曜日及び休日は見学者の対応は行わない。
(3) 行政視察対応は岩見沢市にて行うが、岩見沢市からの要請があった場合には協力すること。

5. 住民対応等

(1) 事業者は、常に適切な運転維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得ること。
(2) 事業者は、住民等からの意見等を受け付けた場合には、速やかに岩見沢市に報告すること。
(3) 住民等への対応は、原則として岩見沢市が行うが、岩見沢市からの要請があった場合には協力すること。

6. 調査票の回答

事業者は、アンケート等の調査依頼があった場合は、岩見沢市の指示に基づき対応すること。

7. 地域振興

事業者は、地元構成市町からの雇用、地元企業への発注により、地元企業・被雇用者の育成、雇用拡大等の地域経済への貢献に配慮すること。また、環境学習、環境保全に関する情報提供など周辺住民への配慮をすること。

8. その他管理

(1) 事業者は、岩見沢市と協議の上、門扉、雨水調整池、雨水管、樋門の管理計画書を作成すること。
(2) 事業者は、管理計画書に基づき管理を行うこと。

9. セルフモニタリング

事業者は､本事業が要求水準書及び事業契約書等に定める要件を満たしていることを確認するため、セルフモニタリングを行うこと。

【別紙 1】岩見沢市が所有する車両・重機等

名称		登録	H25 時点の用途	備考
キャタピラー	ブルドーザー (湿地･20t 級)	H11	埋立地整地･転圧	CAT D6R
キャタピラー	除雪車 (タイヤショベル)	H11.11	埋立地整地 施設内除雪	CAT 924F
日立	ユンボ (バケット $1m^3$)	H2	埋立地整地	EX270
フルカワ	ホイルローダー (小型ショベル)	H17	焼却ごみ運搬	小型特殊
日産ディーゼル	4t ダンプ	H6.7	焼却灰･飛灰運搬	
トヨタ	2t ダンプ	S62.5	破砕不適物･ 水処理脱水汚泥運搬	
日野	トラック(ウイング)	H12.4	圧縮梱包ベール積込 大型家具輸送	
日野	10t ダンプ	H3.9	破砕不燃物運搬	
日野	9.5t ダンプ	H1.9	破砕不燃物運搬	
三菱ふそう	ダンプ	H9.5	ペットボトル･缶回収	
日野	レンジャープロ	H14.8	ペットボトル･缶回収	
日野	ダンプ(塵芥車) びんパッカー車	H12.4	びん回収	
トヨタ	フォークリフト	H12.4	構内梱包物輸送	
TCM	フォークリフト	H24.1	構内梱包物輸送	容器包装プラスチック用
キャタピラー	ブルドーザー (20t 級)	S54	埋立地整地 場内除雪	CAT D60
小松	ショベル	H4	場内ごみ拾い	小型特殊
TCM	ホイルローダー (タイヤショベル)	H4	場内運搬 埋立地整地等	

【別紙2】備品リスト（焼却施設・リサイクル施設）

施設	階数	室 名	備 品	個数	参考物品等
焼却棟	1階	プラットホーム監視室	下足箱（W1000×D350×H910）	1	12人用 ナイキ
			オープン書庫（W900×D450×H900）	2	
			スチール引き違い書庫（W900×D450×H900）	2	
			ガラス引き違い書庫（W900×D450×H900）	2	
			片袖デスク1100*700*700	1	
		玄関ホール	下足箱（W1000×D350×H1720）	4	24人用
			傘たて YA-10L-ID 40本	1	
		職員用玄関	下足箱（W1000×D350×H1720）	2	24人用
			傘たて YA-10L-ID 40本	1	
		工作室	作業台 750×1800×700 RHW-1800	1	
			部品棚（重量棚1800×600×1800）ﾄﾗｽｺR3-7666	2	
			整理棚（施錠付875×450×1200） ﾄﾗｽｺ43X-T24	2	
		倉庫（監視室裏）	部品棚（重量棚1800×600×1800）ﾄﾗｽｺR3-7666	2	
		受変電（電気室）	部品棚（重量棚1800×600×1800）ﾄﾗｽｺR3-7666	1	
	2階	分析室	ブラインド（W1390×H1900）	1	タチカワ
		給湯室	食器棚	(1)	事業者調達※
		作業員控室	多目的テーブル TC-2105R-W	1	
	3階	運転員事務室	机（W1000×D700）	(12)	事業者調達※
			椅子	(12)	事業者調達※
			ブラインド（W1750×H1900）	4	タチカワ
			オープン書庫（W900×D450×H900）	2	
			スチール引き違い書庫（W900×D450×H900）	2	
			ホワイトボード 1960*550*1800	1	
			ホワイトボード（スケジュール） 移動式	1	
			テレビ台	(1)	事業者調達※
			テレビ （37型液晶）	(1)	事業者調達※
		休憩室（食堂兼用）	テーブル（W1500×D800）	2	ﾄﾗｽｺ TDS-1575
			テーブル（W1800×D800）	2	ﾄﾗｽｺ TDS-1860
			椅子	20	パイプいす SS-A027-BKｱｲﾘｽ
			冷蔵庫	(1)	事業者調達※
			食器棚（収納棚）	(1)	事業者調達※
		中央操作室	オープン書庫（W900×D450×H1860）	5	
			多目的テーブル（打合せ・引継ぎ用）	1	
			ホワイトボード 1960*550*1800	1	
			ホワイトボード（スケジュール） 移動式	1	
			片袖 ・椅子 1ｾｯﾄ	4	
		会議室1	会議用テーブル（W2400×D1200）	1	ミズノ MO-1875
			会議用椅子	6	ﾄﾗｽｺ FZ-3-BK
		会議室2	会議用テーブル（W2400×D1200）	1	ミズノ MO-1875
			会議用椅子	6	ﾄﾗｽｺ FZ-3-BK
		男子更衣室2	ロッカー（W900×D515×H1790）	3	5人用
		女子更衣室2	ロッカー（W900×D515×H1790）	1	〃
		男子脱衣室	棚（W900×D450×H1500）	1	12人用 多人数ﾛｯｶｰ
		女子脱衣室	棚（W900×D450×H1499）	1	12人用 多人数ﾛｯｶｰ
		洗濯室	洗濯機	(3)	事業者調達※
			乾燥機	(1)	事業者調達※

施設	階数	室 名	備 品	個数	参考物品等
リサイクル棟	1階	階段室C	下足箱（W1000×D350×H910）	1	12人用 ナイキ
			傘たて YA-10L-ID 40本	1	
	2階	男子更衣室3	ロッカー（W900×D515×H1790）	1	5人用
		女子更衣室3	ロッカー（W900×D515×H1790）	4	〃
		再生品工房	工具棚（軽量棚1800×600×1800） TLA4SS-25	1	
			オープン書庫（W900×D450×H900）	2	
			作業台 750×1800×740 AEWR-1875F2	1	
			スチール引き違い書庫（W900×D450×H900）	2	
		作業員控室	テーブル（W1500×D800）	2	ﾄﾗｽｺ TDS-1575
			テーブル（W1800×D800）	2	ﾄﾗｽｺ TDS-1860
			椅子	20	パイプいす SS-A027-BKｱｲﾘｽ
			ブラインド（W1100×H1900）	1	タチカワ
			オープン書庫（W900×D450×H900）	2	
管理エリア	1階	事務室	机（W1000×D700）	(7)	事業者調達※
			椅子	(7)	事業者調達※
			ブラインド（W1600×H1900）	1	タチカワ
			ブラインド（W1700×H1900）	1	タチカワ
		男子更衣室1	ロッカー（W900×D515×H1790）	2	5人用
		女子更衣室1	ロッカー（W900×D515×H1790）	1	〃
		ロビー	ベンチ 1800*420*400（ﾛﾋﾞｰﾁｪｱ：MC-3800）	4	
	2階	研修室	机（W1800×D450）	40	FTC-S1545-NA折りたたみ
			椅子	120	ｽﾀｯｷﾝｸﾞﾁｪｱ
			椅子収納用台車 LTS-40	3	ｽﾀﾝﾄﾞ40脚収納
			ブラインド（W1750×H2200）	6	タチカワ
		再生品工房	ブラインド（W1750×H2200）	2	タチカワ
計量棟	1階	計量機室	机（W1000×D700）	(2)	事業者調達※
			椅子	(2)	事業者調達※
			オープン書庫（W900×D450×H900）	2	
			スチール引き違い書庫（W900×D450×H900）	2	
		通路沿	ごみ箱ピット（W1,650×D750×H1,180）	15	シロ M1298PSA-1000Y-WD
			上記ピット下部造作（フォークリフト対応）	15	

※事業者による調達が必要と想定されるもの

【別紙3】除雪範囲図

岩見沢市一般廃棄物処理施設
S=1/3000
浸出水処理施設
市が除雪する範囲
市道東山線
排水管
常時除雪しておく範囲
浸出水調整池
合併処理浄化槽
最終処分場
必要に応じて除雪する範囲
中間処理施設
雨水調整池
放流口